

# 法務局における遺言書の保管等に関する法律について

## ○自筆証書遺言に係る現状と課題

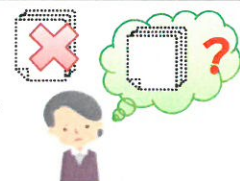
### 現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



### 問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



### 対応策

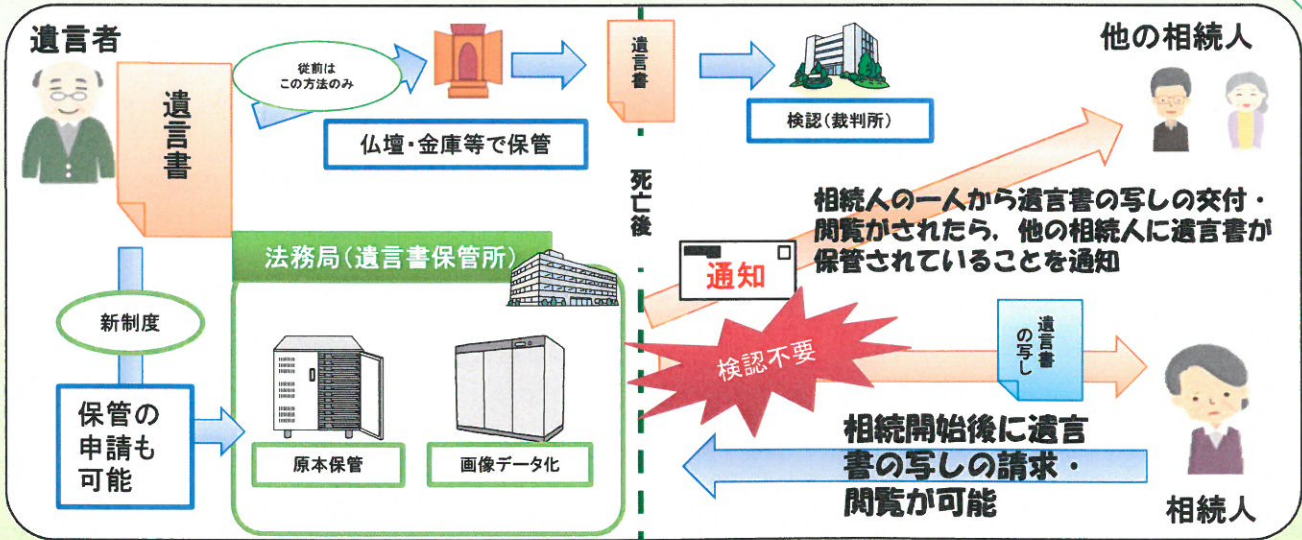
公的機関で遺言書を保管する制度を創設

**【法務局で保管する利点】**

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



## ○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



### 効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止  
遺言書の存在の把握が容易



- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化

